

室内環境学会会員各位

室内環境学会標準法として認定申請の出されていた、「家庭用空気清浄機によるカビ孢子除去性能の評価試験法」に対してパブリックコメントを募集したところ、1件のコメントが寄せられました。以下にそのコメントと、標準化委員会の回答を示します。

なお3月の震災対応で忙殺されてしまったために、パブコメの締め切りから回答までに長い時間を要してしまったことを、お詫び申し上げます。

1. 室内環境学会としての標準法とはなにか、の議論がまず必要ではないでしょうか

回答 1

室内環境学会標準法認定に関する基本規約第1条(目的)に明確に規定しています。

- 1 室内環境学会(以下、本学会と略称する)は、以下の目的を達成するために室内環境学会標準法の認定を行う。
 - 1.1 室内環境の設計、施工、管理あるいは利用に関わるすべての人が室内環境に影響を与える商品やサービスの新規購入、更新、あるいは修繕を行う際に、目的や用途に応じた標準法として認定した評価方法により複数の候補の相互比較を行うことで、室内環境にとってより望ましい商品やサービスの選択を可能にする。
 - 1.2 室内環境に関わるすべての人が複数の商品やサービスの相互比較に基づいた選択を行う行動を通じて、室内環境に影響を与える商品やサービスを提供する企業が、室内環境にとってより望ましい商品やサービスの開発の促進を目指す。
 - 1.3 室内環境の改善、維持を目指した研究、開発を行っている室内環境学会会員(以下、会員と略称する)の研究成果を社会に広めることより、より望ましい室内環境の実現を図る。
 - 1.4 「室内環境学会標準法準拠」を商標登録し、この商標に対する社会的信頼感を醸成し、会員の研究、開発成果が広く社会に貢献することを目指す。

2. 標準法の影響の大きさを良く考える必要があると思います。(プラス面だけでなく、マイナス面の影響検討を検討する必要があると思います)

回答 2

室内環境学会標準法認定に関する基本規約第9条、10条に規定しているように、マイナス面が顕在化したときには、十分対処できる仕組みになっています。

- 9 役員会は、不適切な商標の利用状況が改善されない場合には、会則第5条3項に定める除名処分を含む処分を検討、発議しなければならない。
- 10 商標会員は「室内環境学会標準法準拠」の商標イメージの向上に努めなければな

らない。

3. J I Sなど一般的な分析方法を考えたとき、沢山の事例の蓄積があり、いろいろな機関が参加し検討していると思います。一事例となりますが、アスベスト建材のJ I S分析方法は、日本独自の方法として決められています。一方I S Oでは全く別な方法でアスベスト分析が決められようとしています。いずれI S Oの分析方法が正式に決まると、日本独自の方法との相違により、色々な場面で影響が出てくることが考えられます。日本独自の分析方法がJ I Sとして決められた背景には、極わずかな人たちの考え方で作られ、多くの分析に関わる人たちが参加していないことに一因があると考えています。わずか数例を持って標準法とするには無理があると思います。一事例報告、論文の範疇ではないでしょうか

回答 3

室内環境学会標準法認定に関する基本規約第6条に規定しているように、より望ましい方法が明らかになった場合には、室内環境学会の標準法を改定することができるような仕組みになっています。

6 標準化委員会は10年を経過した場合、あるいは緊急の必要性が生じた場合、標準法を見直すことが出来る。

4. 標準法として制定する段階ではないように思います。標準法として取り上げるのは、反対です。

回答 4

積極的にパブリックコメントをお送りいただきありがとうございます。回答1～3でご説明しましたように、ご指摘いただいたご懸念に対して、室内環境学会標準法認定に関する基本規約は十部に対応可能であることが再確認できました。基本規約第1条(目的)に規定した目的の達成のために、運用には細心の注意を払う必要があると思いますので、今後ともご協力の程、よろしくお願いいたします。

室内環境学会標準化委員会委員長（旧期） 柳沢幸雄